

名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部改正について

## 1. 制定の趣旨及び背景

令和6年度の介護報酬改定に併せ、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されることに伴い、これらの省令に従い、又は参酌して定めている次の条例について、所要の改正を行うものです。

- (1) 名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 名張市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (3) 名張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (4) 名張市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

参考：国の省令で定められている区分及び内容

区分	内容
従うべき基準	人員配置基準、居室床面積、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の事業に係る利用定員、人権に直結する運営基準
標準	利用定員（上記の事業を除きます。）
参酌すべき基準	上記以外の項目

## 2. 改正の内容

主な改正内容は次のとおりです。

- (1) 全サービス共通の項目について

ア. これまで入所系・住居系サービスにおいて義務付けていた身体拘束の適正化の措置等について、通所系サービス及び居宅介護支援（予防を含みます。）においても義務付けます。

イ. 管理者の兼務範囲の明確化

ウ. 事業所内で「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則ウェブサイトに掲載することを義務付けます。

(2) その他サービス種別ごとに所要の改正を行います。

### 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。